

令和5年度熊本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	12,378ha
(2) 年間総処理水量	89,553,000m ³
(3) 一日平均処理水量	244,680m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠布設費	5,976,300千円
ポンプ場、処理場築造費	4,283,030千円
固定資産購入費	16,025千円
建設改良費(雨水)	1,614,355千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		20,290,713千円
第1項 営業収益		12,224,419千円
第2項 営業外収益		8,021,339千円
第3項 特別利益		44,955千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		18,607,738千円
第1項 営業費用		16,775,702千円
第2項 営業外費用		1,808,936千円
第3項 特別損失		18,100千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,094,935千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,384,093千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 710,842千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	12,386,536千円
第1項 企 業 債	6,284,000千円
第2項 企業債（雨水）	706,000千円
第3項 出 資 金	13,761千円
第4項 補 助 金	4,547,311千円
第5項 補助金（雨水）	700,950千円
第6項 負 担 金	134,514千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,481,471千円
第1項 建設改良費	10,993,172千円
第2項 建設改良費（雨水）	1,614,355千円
第3項 企業債償還金	8,863,944千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
東部及び南部浄化センターほか包括的管理業務委託	令和5年度～令和10年度	8,284,300千円
西部浄化センターほか包括的管理業務委託	令和5年度～令和10年度	2,151,523千円
下水汚泥処分事業	令和5年度～令和8年度	943,200千円
熊本市マンホールポンプ場遠隔監視システム構築業務委託	令和5年度～令和7年度	225,000千円
上下水道台帳システム機器借上料	令和5年度～令和10年度	7,165千円
下水道管路施設維持管理業務包括的民間委託	令和5年度～令和8年度	1,068,000千円
下水道管路施設維持管理業務包括的民間委託モニタリング業務委託	令和5年度～令和8年度	30,900千円
公共下水道築造事業 (令和5年度施設分)	令和6年度	1,275,600千円
公共下水道築造事業（雨水） (令和5年度施設分)	令和6年度～令和8年度	2,535,100千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道築造事業	5,363,300千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。
流域下水道築造事業	130,700千円			
下水道事業債(特別措置分)	790,000千円			
公共下水道築造事業(雨水)	706,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,326,823千円
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,100,107千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

熊本市長 大西一史